

1 訪問介護相当事業(独自)サービスコード表 (R1.10消費税増税に伴い単位数改定)

サービスの区分	サービス種類	サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
		種類	項目					
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	1111	訪問介護相当事業(独自)サービスⅠ	イ 訪問介護相当事業費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,172	1月につき
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	1114	訪問介護相当事業(独自)サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,055	
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	2111	訪問介護相当事業(独自)サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	2114	訪問介護相当事業(独自)サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	35	
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	1211	訪問介護相当事業(独自)サービスⅡ	ロ 訪問介護相当事業費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,342	1月につき
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	1214	訪問介護相当事業(独自)サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2,108	
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	2211	訪問介護相当事業(独自)サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	2214	訪問介護相当事業(独自)サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	69	
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	1321	訪問介護相当事業(独自)サービスⅢ	ハ 訪問介護相当事業費(独自)(Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度)	3,715	1月につき
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	1324	訪問介護相当事業(独自)サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3,344	
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	2321	訪問介護相当事業(独自)サービスⅢ日割		要支援2(週2回を超える程度)	122	1日につき
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	2324	訪問介護相当事業(独自)サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	110	
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	8000	訪問介護相当事業(独自)サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	8001	訪問介護相当事業(独自)サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算		1日につき
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	8100	訪問介護相当事業(独自)サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	8101	訪問介護相当事業(独自)サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算		1日につき
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	8110	訪問介護相当事業(独自)サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	8111	訪問介護相当事業(独自)サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	4001	訪問介護相当事業(独自)サービス初回加算	ニ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	4003	訪問介護相当事業(独自)サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100	
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	4002	訪問介護相当事業(独自)サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		200単位加算	200	
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	6269	訪問介護相当事業(独自)サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000加算		
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	6270	訪問介護相当事業(独自)サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000加算		
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	6271	訪問介護相当事業(独自)サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000加算		
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	6273	訪問介護相当事業(独自)サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90%加算		
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	6275	訪問介護相当事業(独自)サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80%加算		
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	6278	訪問介護相当事業(独自)サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000加算		
訪問介護相当事業	訪問型サービス(独自)	A2	6279	訪問介護相当事業(独自)サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000加算		

※「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「又 介護職員処遇改善加算」は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。